

世界遺産条約のグローバル戦略を巡る議論と それに伴う顕著な普遍的価値の解釈の質的変容

河上 夏織

はじめに	2
1. 世界遺産条約の作成	4
2. グローバル戦略	7
(1) グローバル研究	7
(2) グローバル戦略	9
(3) 自然／文化、有形／無形、西欧／非西欧	11
3. 「バランス」の問題	14
(1) 自然遺産と文化遺産のバランス	15
(2) 地域ごとのバランス	16
(3) カテゴリーごとのバランス	18
4. 「失敗しない」世界遺産推薦のために	18
(1) 広い視野からのアプローチ	20
(2) 比較研究の重要性	22
おわりに	23

はじめに

1972年に第17回ユネスコ総会で採択された『世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage、通称、世界遺産条約)』は、「人類全体のための世界の遺産の一部として保存する必要がある」「顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を集団で保護するため」に採択された条約である¹⁾。現在、「世界遺産」と言うと誰もがエジプトのピラミッドやインドのタージマハル、アメリカのグランドキャニオン国立公園等を即座に思い浮かべ、世界遺産が何たるかの説明を改めて要しないと思われるほど多くの人々に知れ渡った、最も成功した条約の一つとなっている。

世界遺産一覧表に記載された資産は2007年7月現在851件に達し、新規登録申請の勢いは衰えることを知らない。一方で、この世界遺産一覧表は、世界各地・各文化の自然遺産及び文化遺産をバランスのとれた形で反映しているか、また反映させるにはどうしたらよいかという問題が、長年世界遺産委員会の場を中心に議論され、世界遺産一覧表に記載されている資産は文化遺産が自然遺産に比べて圧倒的に多い、地域的にも欧州の遺産が偏って記載されている、産業遺産や20世紀の遺産といった新しいカテゴリーの遺産が十分に登録されていない、といった議論が繰り返し行われてきた。こうした世界遺産一覧表にあると指摘されているアンバランスをどのように是正するかという問題は、世界中に散らばるさまざまな遺産を、人類全体の遺産として、どのように保護していくかという条約本来の意義を正しく実行するのは勿論のこと、日本の遺産を今後世界遺産に推薦していくにあたって常念頭に置かねばならない重要な問題である。

では、現在地域的・文化的アンバランスがあるとされる世界遺産一覧表は、これまでどのような遺産をどのような基準で記載してきたのか、また記載の傾向は今後どのような方向に進んで行くのか。そもそも、世界遺産一覧表とは、本来どうあ

1) *Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage* (世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約) 前文、1972年。

るべきことを想定して作られたものであり、また、どうあるべきものなのか。世界遺産一覧表の信頼性を維持するためには、どのような遺産を記載し、保護していく必要があるのか。これらの問題を考える際に避けては通れないキーワードが、「顕著な普遍的価値 (outstanding universal value: OUV)」である。世界遺産条約は「顕著な普遍的価値」を有する遺産を守るための条約であるから、世界遺産として登録されるためには、その遺産は OUV を有していなければならない。そして、ある資産が世界遺産として登録された後は、万全な保護・保全体制をもってこの OUV を守っていかなければならない。しかし興味深いことに、世界遺産条約では、OUV が何たるかは定義されておらず、『世界遺産条約履行ための作業指針 (The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention)』に OUV を判断するための基準が記されているのみである。これらの OUV の基準は、条約を運用していく中で、発展し、作業指針もそれにあわせて何度か書き換えられてきた。OUV の解釈・基準・適用のこうした変遷は、現在世界遺産条約運用のための諮問機関である、国際記念物遺跡会議 (ICOMOS) 及び国際自然保護連合 (IUCN) が第 30 回世界遺産委員会決議の要請を受け、大要を作成中である。OUV の各基準の内容・解釈と適用の変遷について一つ一つ検討することは、上に連ねたような問題を考える際に非常に意味のあることであるが、そうした作業は諮問機関に譲り、本稿では敢えて一步離れて、世界の遺産をバランスよく一覧表に記載し保護していくために、これまでどのような議論が行われてきたのかについて広い視野から眺めることとしたい。そこで、ここではまず、世界遺産条約作成の経緯について簡単に振り返った後、信頼性のあるバランスのとれた世界遺産一覧表達成のために世界遺産委員会で開始されたグローバル戦略を巡る議論の流れを追いながら、OUV や自然遺産や文化遺産といった概念そのものの解釈や方法論がどのような質的变化を遂げてきたのかを検証する。その上で、世界遺産条約がこれから進んでいくと思われる方向を示唆し、日本が今後世界遺産を推薦・保護していくにあたって留意する必要があると思われる点を明らかにしたい。以上の点を検討するにあたって、これまでの世界遺産一覧表のアンバランスの要因について、よ

く、「普遍的」価値と言いながらも、その解釈・適用が欧州偏重なものであった、との議論が聞かれることがある。こうした議論にも正しい面が皆無ではないものの、本稿はそうした、西洋対東洋、あるいは先進国対発展途上国といった議論は単純に過ぎることを指摘する。また、世界遺産新規登録のための準備を行えるだけの余裕が発展途上国は先進国に比べてないという、キャパシティーに関する技術的な議論も他に譲るとする。むしろ、世界遺産条約を巡る取り組みが、OUVを有する世界の遺産をどのように世界遺産一覧表にバランス良く代表させることで、世界のさまざまな文化・歴史・自然等を保護・保存していこうとしているのかという大きな流れを理解し、その動きの中で日本はどのように自国の自然及び文化遺産を世界の遺産として保護し、遺産の保護を通じた自然や人類の歴史の保護にどう貢献していくことができるのかを考えるのが本稿の目的である。

1. 世界遺産条約の作成

世界遺産条約が起案される10年以上前、ユネスコはエジプトのアブ・シンベル寺院をアスワン・ハイ・ダム建設による水没から救済するためのキャンペーンを行った。このキャンペーンに続いて行われた、ベニスやボロブドゥールでの救済支援や修復支援の成功により、ユネスコへの同様の支援要請が増加したことを受け、文化財保護のための条約の起案が開始された。同じ頃、IUCNが、自然遺産保護のための条約案をストックホルムで開催される人間環境に関する国連会議で採択すべく起案し、またワシントンでは、ホワイトハウスが自然遺産及び文化遺産の双方の保護のための「世界遺産基金 (World Heritage Trust)」の設立を呼びかけていた。紆余曲折を経た後、ユネスコにおける文化遺産保護のための取り組みと、IUCNによる同様の草案作業が合体し、自然遺産と文化遺産の両方を保護するための国際規範として作られたものが世界遺産条約である²⁾。文化遺産の保護に関する規範作り

2) 条約起案時の作業に関する一次文献は火事により多くが焼失してしまったとのことであるが、当時の様子について詳しくは、Michel Batisse and Gérard Bolla, *The Invention of "World*

と自然遺産の同様の規範作りを合体させた理由は、必ずしも哲学的な思想に立脚したものではなかったが、ごく稀とはいえ、当時から米国では自然遺産と文化遺産の保護を同一の省が担当しており、自然・文化の両遺産を同時に扱うことは全く例のないことではなかった。こうした自然と文化の関連性は、その後世界遺産条約が発展していく中で、ますます密になっていくことになる。

世界遺産条約は当初から、価値のある全ての遺産を保護することを目的とはしていなかった。当時の条約草案・採択に関する一連の作業に関わったGérard Bolla自身が述べているように、条約により守られるべき資産について、OUVという一種の制約が課されることになったのは、そのためである³⁾。そこで、1972年のユネスコ総会で世界遺産条約と同時に採択された「文化遺産及び自然遺産の国家レベルでの保護に関する勧告」では「特別の価値 (special value)」を有する文化遺産及び自然遺産を保護するべきとしたのに対し、条約で国際的に保護していくべき遺産については「顕著な普遍的価値」を持つものとしたのである⁴⁾。

では、何が「顕著」で「普遍的」な価値なのか。その判断基準は1977年当時の条約の作業指針から常に10項目挙げられている。1977年の作業指針では、文化遺産のOUVの判断基準として、(i) 唯一の芸術的あるいは美的達成を表すもの、創造的才能を表す傑作、(ii) ある期間、あるいはある文化圏内において、建築、記念碑的彫刻、庭園及び景観設計、関連芸術、あるいは人間の居住形態の発展に重要な影響を及ぼしたものの、(iii) 無二で、非常に稀な、あるいは非常に時代を経たもの、(iv) 構造、重要な文化的、社会的、芸術的、科学的、技術的、産業的発展を代表する最も特徴的な見本 (characteristic examples)、(v) もともと壊れやすい、あるいは不可逆的な社会・文化的あるいは経済的変化の影響の下脆弱になった、重要で、伝統的

Heritage”, Les Cahiers d’ Histoire, Association des anciens fonctionnaires de l’ Unesco, Paris, 2003.

3) *Ibid.*, p.77.

4) *UNESCO Recommendation concerning the Protection, at National Level, of the Cultural and Natural Heritage*, Paris, 16 November 1972. 同様の指摘は、Sarah M. Titchen, “On the construction of ‘outstanding universal value’: Some comments on the implementation of the 1972 UNESCO World Heritage Convention”, *Conservation and Management of Archaeological Sites*, vol.1, 1996 参照。

な建築様式、建設方法、あるいは居住形態の特徴的模範、(vi) 顕著な歴史的重要性を持つ思想や信仰、出来事や人物と最も重要な関連があるもの、を挙げており、自然遺産については、(i) 地球の発展の歴史における主要な段階を表す顕著な見本 (outstanding examples)、(ii) 重要な進行中の地質学的過程、生物学的発展及び人間の自然環境との相互作用を表す顕著な見本、(iii) 無二、稀、あるいは最上級の自然現象、類稀な自然美の形成、特徴あるいは地域、(iv) 稀なあるいは危機にさらされた動植物が未だに生息する生息地、を挙げている⁵⁾。ここで目を引くのは、同じ「顕著な普遍的価値」であっても、文化遺産に関しては「特徴的な見本」を、自然遺産に関しては、「顕著な見本」を基準としていたことである。従来から、ICOMOSとIUCNによるOUVの解釈に関して、ICOMOSは「最上の代表 (representative of the best)」と、IUCNは「最上の最上 (the best of the best)」と解釈する傾向にあるとの指摘があるが⁶⁾、これは当初から見られた傾向であったと言えよう。またこの解釈の違いは、自然科学と文化・社会科学の性質と方法論に関する議論（被観察者が観察者自身であり、且つ、観察すべき事実と観察者の価値観を明確に切り分けることのできない社会的事象を、観察者/被観察者及び事実/価値の区別が明確な自然科学のように科学的手法をもって客観的に調査することはそもそも可能なのかという議論）に通じ、どちらが正しい、好ましいと単純には議論できないものである。即ち、客観的に「観察」し「説明」することが可能な事象を扱う分野（自然科学）においては、「最上の最上」を決定することが比較的容易なのに対し、文化を扱う際には（文化・社会科学）、文化を内側から「理解」する必要がある、また、その文化を見る者の価値観が反映されるわけである⁷⁾。自然「遺産」は遺産である以上、人

5) *Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention* (CC-77/CONF.001/8 Rev.), Paris, 20 October, 1977, paragraph 7, 10. 日本語は筆者訳。

6) 第14回世界遺産委員会議長を務めた Christina Cameron はこの指摘を「神話」と呼び、自然遺産においても、OUVを「最上の最上」から「最上の代表」と解釈する傾向にあり、OUVの全体的な解釈がそうした流れに移行していると述べている。Keynote speech by Ms Christina Cameron and presentations by the World Heritage Centre and the Advisory Bodies (WHC-05/29.COM/INF.9B), Paris, 15 June 2005.

7) 自然科学 (natural sciences) と文化科学 (cultural sciences) の違いとそれに対する知識と人間の利害については、Jürgen Habermas, *Knowledge and Human Interests*, Cambridge:

間の手や主観が入るとの議論もあるため、自然遺産は自然科学と同じであると性急に結論付けることはできないものの、両者は同じ自然を扱うものであるため共通項が多く、こうした自然科学と文化・社会科学の方法論を巡る議論は自然遺産と文化遺産を明確に切り離すことの是非や、世界遺産一覧表における両者のバランスを検討する際の参考に値するものである。

初版の作業指針には、10項目の基準に加えて、「普遍的」の定義に関するコメントとして、「ある資産があらゆる場所の全ての人々に大きな重要性を持つものと認められないこともあり得る。文化的資産については、「普遍的」という語は、その資産が一部を構成する文化の非常に代表的なものとして解釈されなければならない」との項が挿入されていた⁸⁾。この項は1980年の作業指針改定以降に削除されるが⁹⁾、自然遺産と違って文化遺産において普遍性を論じることの難しさを窺わせる一文である。

とはいえ、Christina Cameronも指摘するように、条約発効直後は、自然遺産、文化遺産の双方とも、知名度の高い、世界中の誰もが「世界遺産」と認める資産の登録が相次いだ。しかしこうした資産の登録が一段落すると、未だ続く一覧表記載への申請の増加を背景に、世界遺産一覧表はどのような遺産を反映するべきなのか、OUVを有する遺産をバランスよく一覧表に記載するためにはどうしたらよいのか、そもそもOUVとは何なのかといった問題が改めて問われるようになっていく。

2. グローバル戦略

(1) グローバル研究

1987年、第11回世界遺産委員会において、世界遺産一覧表及び暫定一覧表に記載された文化遺産の分析を行うため、作業部会が設置された。そして翌年、同作業

Polity Press, 1987.

8) *Operational Guidelines, op. cit.*, 1977, paragraph 6.

9) 削除の理由については、当時の世界遺産委員会のサマリー・レコードには残念ながら残っていない。

部会は、各国による新規案件の特定と委員会によるそれらの審査を補助するため、世界遺産条約の非締約国を含む世界各国にある遺産の国際的暫定一覧表作成をはじめとする「グローバル研究」を行うべきとの勧告を提出する。これに先立ち、1982年、IUCNは既に世界の自然遺産に関するグローバル目録を作成したとの発表を委員会で行っていた。グローバル研究は、世界の重要な遺産を取りこぼすことなく世界遺産に登録できるよう、また、あらゆる遺産がバランスよく世界遺産一覧表に反映されるよう、IUCNが作成したような、将来的に世界遺産一覧表への記載が望まれる全てのタイプの資産の目録を作成することを目的としていたわけである。しかし、実際の作業が始まると、世界遺産一覧表記載のための基本的原則や基準は具体的に何なのかという問題に直面することになる。関係者の間でも、概念的、方法論的コンセンサスが欠けていたことが明らかになったのである。同時に、条約の運用開始から10年が経つ中で、遺産の概念そのものも徐々に変化していった。概念が変化するばかりでなく、人間の思想そのものも時代に応じて変化・発展する。こうしたことから、世界遺産一覧表は、概念や思想の変化と、新たな人類学的発見に対応するために柔軟である必要も指摘された¹⁰⁾。文化遺産は自然遺産に比べ、人類学的発見や人間の思想の変化の影響をより直接的に受けるため、世界遺産としての登録が好ましい資産が新たに発見される可能性が常にある。近年では、自然遺産と文化遺産の関連性が指摘されてはいるものの、この点は、自然と文化の大きな違いである¹¹⁾。こうした点が、IUCNが作成したような有限の遺産目録を文化遺産についても作成することを更に難しくしていると言えよう。

さて、グローバル研究による目録作成は困難に直面したが、この過程の中で、世界遺産一覧表は記念碑のカタログや単なる建築史以上のものであること、世界遺産

10) *Global study* (WHC/93/CONF.002/8), Paris, 20 October 1993, p.4.

11) このことは、IUCNが世界遺産一覧表はオープン・エンドではあり得ず、自然遺産及び複合遺産の総登録数には限度があると述べていることから明らかである。IUCN, "The World Heritage List: Guidance and future priorities for identifying natural heritage of potential outstanding universal value" in *Joint ICOMOS-IUCN paper and papers by ICOMOS and IUCN on the application of the concept of outstanding universal value*, (WHC-06/30.COM/INF.9) Paris, 29 June 2006.

一覧表は常に、時、場所、人間による達成の三点から分析される必要があること、そして、世界遺産一覧表への記載は単なる美的観点からだけでなく、歴史的及び人類学的視点から行われるべきことが一般的に認識されていくようになった。このことは同時に、人類の美的、社会学的、宗教的、文化的多様性へも注目を促すことになる。こうした中、1994年、世界遺産一覧表の代表性、記載のための定義や方法論について検討するための専門家会合が開催され、グローバル研究も、より人類学的且つ多角的な視野からの戦略となるべく、「グローバル戦略」と名称を変え、引き続き協議・検討されていくことになったのである¹²⁾。

(2) グローバル戦略

1994年、グローバル戦略に関する初の専門家会合が開催され、世界遺産一覧表の代表性に関する協議が行われた。この会合で、これまでの世界遺産一覧表における文化遺産は、記念碑的な概念のみに基づいており、科学的知識や、人間社会の歴史に関する理解と共に文化遺産の概念が発展してきた事実が無視されていたとの認識が出席者の間で共有された¹³⁾。その他、具体的には、世界遺産一覧表に欧州の遺産、歴史的街並みや宗教的建造物、キリスト教関係の文化遺産が記載過多となっており、20世紀の遺産や伝統的な生きた文化等が十分に反映されていないことが指摘された。これらの指摘は、今尚世界遺産委員会等で指摘され続けていることである。現在では、これらの個別具体的な指摘ばかりに目を奪われることが多いが、この専門家会合では、様々な地域や時代、種類の遺産を反映させて世界遺産一覧表のアンバランスを修正するだけでなく、単なる建築的な視点ではない、より人類学的で、多角的、普遍的な人間の文化遺産に注目すべきとして、勧告が提出されていた。この勧告は注目に値するので、以下に詳しく見てみよう。

より人類学的で、多角的、普遍的な人間の遺産への注目とはどういうことか。報

12) *Report (WHC.94/CONF.001/10)*, Paris, 19 August 1994.

13) *Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List (UNESCO Headquarters, 20-22 June 1994)* (WHC-94/CONF.003/INF.6), Paris, 13 October 1994, p.3.

告は 20 世紀の建築を例にとって説明している。それによると、例えば 20 世紀の遺産は、「偉大な」建築家や美学的観点からのみ検討することはできない。むしろ、材質、技術、空間の利用の仕方、即ち「社会における生活 (life in society)」の意味の変容として捉えるべきと言うのである¹⁴⁾。従って、世界遺産は、土地や空間の居住様態、産業技術、自給戦略、水利用、人及び物の道、伝統的居住方法及びその環境といった主題別アプローチを使って文化の産物を検討すべきとした。これから分かるように、この会合では、世界遺産一覧表に十分に反映されていない分野の特定だけでなく、文化遺産の概念そのものの再考が呼びかけられたのである。現在世界遺産を語る際に、20 世紀の遺産や産業遺産が少ないとよく指摘されるが、世界遺産の代表性の問題は、単なる分野ごとの遺産の数の問題ではなく、どういった視点・アプローチで取り組むべきかを考える必要があることをこの指摘は気づかせてくれるものである。

この専門家会合で、世界遺産一覧表のギャップ及びアンバランスの補正に役立つ可能性のある人類学的文脈で検討されるべき分野として挙げられたものは次の通りである。

人間の土地との共存

- ・人の移動（遊牧、移住）
- ・居住形態
- ・生活様式
- ・技術革新

社会における人間

- ・人間の相互作用
- ・文化的共存
- ・精神性及び創造的表現

上記の分野は人類学のみならず、広く社会科学全般が扱う分野である。これから分かるように、文化を単なる芸術表現としてではなく、社会の表現形態としての文

14) *Ibid.*, p.4.

化として捉えることが重要である。こうした文化遺産の概念認識の変化に伴い、作業指針も、単なる創造的傑作ではなく、「人間の」創造的傑作（指標（i））、文化的影響ではなく、「人間の価値の重要な相互交流」（指標（ii））等、修正が加えられた¹⁵⁾。この他、同会合では、グローバル戦略の焦点を、文化遺産だけでなく自然及び複合遺産にも拡大すべきとの提案がされ、より包括的な取り組みが行われていくことになる。

（3）自然/文化、有形/無形、西欧/非西欧

1994年以降、グローバル戦略のための各種専門家会合が各地域レベルでも開催され、同戦略における各種要素の導入の重要性が指摘されていった。各種要素とは、文化に対する自然、有形文化に対する無形文化、西欧的価値観に対する非西欧的価値観である。

1995年にジンバブエで開催された専門家会合では、欧州の、キリスト教的、記念碑的建造物に対し、非西欧の生きた文化、特に伝統文化が十分に世界遺産として代表されていないことが強調された。また、アフリカはその土地・空間利用、商業及び思想の交流ネットワーク・システム等の文化遺産に富んでいるにも拘らず、それらが十分代表されていないと指摘された。

1996年にエチオピアで開催された第2回グローバル戦略会合では、アフリカ社会における自然と文化の連続性だけでなく、精神的及び神聖な遺産といった無形文化的要素、文化的景観や交流の道といった要素を世界遺産条約の適用の際に考慮すべきとされた。

こうした声は、その他の非西欧地域からも発せられていく。1997年にフィジーで開催された専門家会合では、南太平洋島嶼国では海と陸の景観を切り離すことは不可能であることが指摘され、自然遺産と文化遺産の関連性と文化的景観という概念の有効性が強調された。これに加え、神聖な自然遺産は文化的伝統を介して理解さ

15) *Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention* (WHC/2/Revised), February, 1996, paragraph 24.

れるべきとして、無形文化の理解なくして有形文化を理解することは困難との指摘がなされた。また、島嶼国は、海を介して国境を越えた自然的・文化的つながりが大きいことから、連続性のある (serial) アプローチ並びに国境を越えた (transboundary) アプローチの重要性も指摘され、具体的には、陸及び海の道、それらを介した交易、太平洋における居住形態や農業などが反映されるべきとした。

1999年にはバヌアツで第2回の太平洋会合が開催され、太平洋においては、文化的価値が文化遺産だけでなく自然遺産においても重要であることが強調された他、言語や伝統を含む無形遺産の世界遺産条約による保護までが提案された¹⁶⁾。

自然遺産と文化遺産の連続性は、それらのつながりが顕著に見られる非西欧の文化圏から多く指摘されたが、こうした視点は彼等の専売特許ではなかった。同様の指摘は、自然遺産と文化遺産双方のための専門家会合でもなされていく。

1996年にフランスのヴァノワーズで開催された専門家会合は、自然遺産及び文化遺産双方のための包括的グローバル戦略を考えるための初の会合であった。この会合で、自然と文化の関連の重要性が次の二点において指摘されている。第一に、当時の作業指針の自然遺産の指標 (iii) (現在の作業指針の指標 (vii)) に挙げられている「自然美」は客観的判断が難しく、文化的価値と密接に結びついた主観的な、社会的に作られたもの (social construct) であること、第二に、自然に対する人間の影響は至る所に見られ、「原始的な自然」という概念は相対的な問題であることである¹⁷⁾。

続いて1998年にアムステルダムで行われた専門家会合でも、伝統的文化においては「聖なる山」のように自然と文化のつながりが多く見られることや、自然遺産に対する人間の影響、ニュージーランドのトンガリロに見られるような人と自然の

16) *Recommendations from the Second World Heritage Global Strategy Meeting for the Pacific, Port Vila (Vanuatu) 24-27 August 1999* (WHC-99/CONF.209/INF.16), Paris, 12 November 1999.

17) *Report of the Expert Meeting on Evaluation of general principles and criteria for nominations of natural World Heritage sites (Parc national de la Vanoise, France, 22 to 24 March 1996)* (WHC-96/CONF.202/INF.9), Paris, 15 April 1996. 世界遺産条約草案へのユネスコの関与を確保し、国際水文学計画 (IHP)、人間と生物圏計画 (MAB) といったプログラムの発足に寄与した Michel Batisse も、人間の創造物である国立公園や自然遺産の世界遺産登録は文化的な動機に基づいていると指摘している。詳しくは、Batisse and Bola, *op. cit.* 参照。

相互作用といった自然と文化の関連性が改めて強調され、自然/文化という二分法を廃し、より柔軟な世界遺産登録を促すべく、作業指針における文化遺産と自然遺産の指標の区別を廃止することが提案された¹⁸⁾。

よく指摘されるように、西欧諸国には記念碑的な建造物の遺跡が多いのに対し、非西欧諸国では自然と文化の結びつきが強固であり、無形文化的要素を排して有形文化を理解するのが難しい。各地でグローバル戦略に関する専門家会合が開催されたことで、これらの「非西欧的価値」が強調されるようになった。しかし、アフリカや太平洋諸国では自然と文化、そして有形文化と無形文化のつながりが西欧諸国に比べてより強固ではあるものの、この問題は西欧的価値観に対する非西欧的価値観といった二極対立構造で単純化できる（すべき）問題ではない。例えば、スペインとフランスのサンチアゴ・デ・コンポステラの参詣道（Routes of Santiago de Compostela）なども、その無形的要素を加味せず、周辺の建築物だけで価値を理解することは不可能であろう。また実際、ICOMOSの評価でも、その「多大な歴史的、精神的価値」を認めている¹⁹⁾。また、物質や事象はそれだけでは意味を持たず、その背後にある考え（idea）や共有された知識（shared knowledge）を理解してこそ意味を成すとの議論は、文化や遺産といった分野以外でも見られるものである。例えば、文脈はやや異なるが、国際関係学者Alexander Wendtは、「イギリスにある500の核兵器は北朝鮮にある5つの核兵器に比べてアメリカにとって脅威ではない」²⁰⁾との例を挙げ、物質（有形）を理解するための考え（無形）の重要性を指摘している。このように、有形/無形の問題は、単純な西欧文化/非西欧文化の問題としてではなく、より幅広い視点から検討されるべきものである。

また、自然/文化の問題についても、ヴァノワーズやアムステルダムでの専門家会合が示すように、自然「遺産」とは何かといった概念そのものの定義や、自然美を

18) 最終的に自然遺産と文化遺産の指標の区別が廃止されたのは、2005年度版の作業指針においてである。

19) *Advisory Body Evaluation*, No.669.

20) Alexander Wendt, "Constructing International Politics", *International Security*, vol.20, no.1, 1995, p.73.

どう評価するかといった方法論的観点、知名度の高い記念碑的な遺産の登録が一段落したところで、そして世界遺産条約の運用が時間と共に成熟してきたことで、改めて問い直されるようになったことの表れと言えよう。

こうした自然と文化の連続性や、無形と有形の関連性、これらが遺産やそのカテゴリーの定義に与える影響は、世界遺産一覧表における「バランス」の問題を考える際にも重要な点となってくる。

3. 「バランス」の問題

さて、グローバル戦略の目標である「バランスのとれた」世界遺産一覧表について考えてみよう。現在の一覧表はアンバランスが見られるため、よりバランスのとれた一覧表を目指すべきとされているが、そのバランスとは何か。世界遺産委員会や各種会合でこのバランスの問題が論じられる際の軸は、自然遺産及び文化遺産のバランス、国及び地域的なバランス、遺産のカテゴリー間のバランスの3点である。事実、2004年に蘇州で開催された第28回世界遺産委員会で採択された「ケアンズ・蘇州決議」でも、これらのアンバランス解消を試みて、1年間に各国が推薦できる2件の案件の内1件は自然遺産であることといった規定の他、新規登録案件の優先順位として、(i) 世界遺産を有しない国からの推薦、(ii) 全くあるいは十分に代表されていない (unrepresented or less represented) 自然及び文化遺産のカテゴリーからの推薦、(iii) その他の推薦、という順番が設けられた²¹⁾。この決議には、世界遺産一覧表の代表性 (representivity) と、委員会・事務局・諮問機関の作業量の増加抑制の二つの要素が絡んでいるため複雑であるが、新規登録の申請内容における優先順位付けは世界遺産一覧表のグローバル戦略に大きく関わるものであり、各国も世界遺産推薦を行うに当たり避けては通れない問題である。しかし何を以て「バランスがとれている」と考えるのか。バランスとは単に数の問題ではないと

21) *Decisions adopted at the 28th session of the World Heritage Committee (Suzhou, 2004)* (WHC-04/28.COM/26), Paris, 29 October 2004.

専門家会合等で度々指摘されてはいるものの、この問題は簡単に数の問題にすり替えられやすく、議論が難しい。では、以下にバランスについて論じる際の問題点を考えてみよう。

(1) 自然遺産と文化遺産のバランス

「ケアンズ・蘇州決議」からも明らかのように、世界遺産委員会では自然遺産の推薦を奨励する傾向にある²²⁾。これは、自然遺産の推薦が文化遺産に比べて少ないことを反映しているものである。

既に記したように、IUCNは世界遺産における自然遺産及び複合遺産の登録件数に限度を設けることが可能であるとし、1982年に既に目録を作成している。これは、自然遺産が、「稀な自然現象」や「危機にさらされた動植物の生息地」等、客観的に判断できる基準をもって「最上の最上」である遺産を登録する傾向にあったからこそ可能であった²³⁾。こうした傾向は、非西欧社会における自然と文化の連続性に注目し、自然遺産の概念を見直すことで文化としての自然遺産に注目し、自然遺産評価における文化的・主観的要素を考慮に入れることで、変化する傾向にある。しかし、国立公園や山並みが「自然」遺産として登録される限り、人間が無限に作り出すことのできる文化遺産との比較で数が少なくなるのは避けられないであろう。ただ、Cameronが指摘するように、自然遺産においても「最上の最上」から「最上の

22) 2007年の第31回世界遺産委員会において、「ケアンズ・蘇州決議」にあった各国の推薦案件2件の内1件は自然遺産であるべきとの項目は廃止され、「1件は自然遺産であるべきとの現行の慣習を維持することを強く勧告しつつ」も実験的に2件の推薦内容については各国が決定できることと書き換えられた。しかし、推薦書検討の優先順位の上位に「自然遺産に関する推薦」の項目が挙げられていることから分かるように、自然遺産推薦の奨励の傾向は維持されている。ちなみに、「ケアンズ・蘇州決議」の基礎である「ケアンズ決議」(2000年第24回世界遺産委員会採択)ではこの傾向は登場していない。第24回世界遺産委員会決議については、*Report (WHC-2000/CONF.204/21) Paris, 16 February 2001*、第31回世界遺産委員会のものについては、*Decisions adopted at the 31st session of the World Heritage Committee (Christchurch, 2007) (WHC-07/31.COM/24)*, Paris, 31 July 2007 参照。

23) 実際、1979年の第3回世界遺産委員会報告の中でも、当時の自然遺産の基準(iv)について、”The sites nominated under this criteria should be [...] sites representing in some way “superlative situations”と述べている。*Report of the rapporteur on the third session of the World Heritage Committee (CC-79/CONF.003/13)*, Paris, 30 November 1979, p.9-10.

代表」的遺産が登録される傾向にあるし²⁴⁾、世界遺産一覧表が地形学的・自然地理学的特徴をなるべく満遍なくカバーし保護していきけるよう考えていくことは重要である。また、複合遺産や文化的景観といった自然と文化の交差する遺産を、伝統的な「自然」、「文化」といったカテゴリーに惑わされることなく保護していくことも重要であろう。その意味で、自然遺産と文化遺産のバランスを論じることは実はあまり有用ではなく、むしろ、自然遺産、文化遺産内のさまざまな特徴が平等に世界遺産一覧表に反映されているか、「自然」とも「文化」とも型にはめがたい顕著な普遍的価値を持つ遺産をどう保護していくかを考えていくことが重要である。

(2) 地域ごとのバランス

現在 851 件存在する世界遺産の内、多くが欧州諸国からの遺産であり、アフリカには世界遺産が少ない、世界遺産を一件も持たない国がある、との指摘がよくある。実際、世界遺産地図を見れば、欧州に世界遺産が数多く存在していることは一目瞭然であるし、「蘇州・ケアンズ決議」において世界遺産を一件も持たない国からの推薦登録が優先されたのも、こうした指摘を背景にしてのことである。しかし、「一国一遺産」は、望ましいこと、そしてそもそも可能なことであろうか。

国境は人為的に引かれたものであり、歴史と共にその線引きも変化する。また、文化は必ずしも国ごとに明確に異なるものではなく、国境を越えて文化がまたがることは珍しいことではない。国境を越えた広がり、自然遺産については尚更である。従って、「一国一遺産」を目指すのはそもそも無理な話であり、政治的である、とも言える。しかし世界遺産条約の難しいところは実はこの点にある。というのも、条約の締約国はあくまでも主権国家であるため、条約を批准し、条約上の遺産の保護・保全義務が生じる以上、自国にある遺産を推薦し、それを保護していきたいと

24) Cameron は、IUCN は自然遺産の評価に関する勧告の中で、同様の遺産が他の地域に見られる場合は登録に反対しており、また自然遺産の専門家会合でも、十分に世界遺産一覧表に反映されていない自然遺産のカテゴリーである北方樹林を登録の潜在性のあるカテゴリーとして特定するなどの傾向が見られることから、自然遺産にとっての OUV も「最上の最上」ではなく「最上の代表」として捉える傾向にあると指摘している。 *Keynote speech, op.cit.*

考えるのは、国益にかなった話とも言えるからである。

では、必ずしも国境で明確な線引きの出来ない自然及び文化遺産の登録・保護と、その保護義務を負う主権国家の間のギャップをどうつなぎつつ、地域バランスを目指すことができるのか。ここで注目すべきは、連続性のある推薦及び国境をまたいだ推薦である。世界史が現在の国民国家体制によって描かれるようになったのは17-18世紀以降の話であり、その体制も西欧世界に端を発しているが、世界の文化はそれより遙か以前からさまざまな形で形成され、発展してきた。また、地域によっては、国民国家よりも部族や民族といった他の単位がより重要で、それらが国境を越えて独特の文化を作り出しているところも存在する。こうした文化や、自然の広がり、歴史等を適切に反映するためにも、国境を越えた、各国共同の世界遺産の推薦は、今後ますます重要なものとなっていくであろう。例えば、シルクロードを巡る共同推薦の動きはこうした国境をまたいだ取り組みの良い例である。シルクロードは、周辺に点在する記念碑的な建造物等を各国がそれぞれに推薦することも不可能ではないが、国境を越えて各国で協力して推薦してこそ、東西を結んだ絹の道の歴史的・文化的重要性と各建造物以上の文化的な意味が反映されるし、またそうした連続性を保護していくことにこそ意味があろう。これは、例えば中国などどこか一国がその一部を切り取って推薦しようとしても、OUVを十分に証明することは難しい。このように、各国共同のアプローチは、ウェストファリア体制以前の歴史及び文化や、国民国家以外の単位が重要な意味を持つ時代や地域の文化を世界遺産一覧表に反映し、保護していくことを可能にする一手段と言える。また、こうした共同のアプローチは、世界遺産推薦をめぐる一種の国際協力・国際支援にもつながり、一国では推薦書作成が技術的に困難な国からの推薦をも促すことにもなる。従って、世界遺産一覧表の地域的なバランスは、各国ごとの遺産の数ではなく、こうした広い視点からアプローチするべき問題である。こうした連続性のある推薦や国境をまたいだ推薦は、世界遺産委員会による「ケアンズ・蘇州決議」の見直しでも、優先順

位の上位に挙げられているものである²⁵⁾。

(3) カテゴリーごとのバランス

「ケアンズ・蘇州決議」で、「全くあるいは十分に代表されていない (unrepresented or less represented)」カテゴリーとの表現が使用された。また一般的に、under-represented との表現もよく使われる。この、「十分に代表されていない」カテゴリーに入る遺産の新規登録推薦は優先順位が高いことになっているわけであるが、「十分に代表されていない」とはどういう意味だろうか。

この表現は非常によく使われるものの、何をもって「十分に」代表されていると見なすのかについて明確な定義は存在せず、またこれまでもこれに関する十分な議論は特に行われていない。「産業遺産が少ない」、「20 世紀の遺産が十分に代表されていない」、「西欧の宗教建築が多過ぎる」とはある意味感覚的に理解できることではあるが、時代も種類も、そしておそらく絶対数も異なるこれらの遺産を均等に世界遺産一覧表に記載することが可能なのか、またそうすべきなのか、そうでないのであれば、「十分に」代表するとはどういうことなのか。こうした問題について、いずれかの段階で十分な検討が必要になるものと思われる。

4. 「失敗しない」世界遺産推薦のために

推薦した世界遺産が諮問機関の厳しい評価を受け、情報照会 (referral) や登録延期 (deferral) の勧告を受けることは珍しいことではないが、日本は「石見銀山とその文化的景観」が ICOMOS による登録延期の勧告を受けたことを除いては、その他 13 件全てが最初から登録を勧告されている。「一発登録」にどれだけ意味があるかの議論は別として、長年多大な時間と労力を費やして推薦書類を作成、提出に望むのであるから、その努力が報われることを願うのは当然であろう。では、世界遺産推薦で「失敗」しないためには、どうしたらよいか。

25) *Decisions, op.cit.*, 2007.

世界遺産は推薦から登録、保護・保全体制、定期報告、そしてリストからの削除に至るまで、全ての点で鍵となるのは OUV である。「特別な価値」だけでなく、「顕著な普遍的価値」がなければ世界遺産には値しない。しかし上で見たように、OUV を判断する 10 の基準だけでなく、自然遺産や文化遺産といった概念や、世界遺産一覧表に対するアプローチの仕方等そのものが時代と共に変遷し、再考されてきている。OUV のための 10 の基準の変化は、むしろこうしたより大きな概念の変化を反映することにより起こっているものとして理解されなくてはならない。

OUV は、自然遺産と文化遺産で若干のニュアンスの違いが見られるものの、「最上の代表」との意味として解釈される傾向にある。ここで問題になるのが、各種バランスの問題である。「代表」であるからには、何をどのように代表するのかについて考えねばならないからである。OUV が何たるかを考えるには、この代表性は避けては通れない問題なのである。

では、上記のポイントを踏まえながら、各国は世界遺産を推薦するに当たって、具体的にどのような点に留意すればよいのだろうか。文化的景観を推薦するべきだ、いや、産業遺産に目を向けるべきだ等の近視眼的なアプローチは、短期的にはそれなりの結果をもたらすかもしれないが、OUV を持つ遺産の特定・推薦という根本的な問題点に働きかけるものではない。いくら世界遺産一覧表に十分に代表されていないカテゴリーからの遺産を推薦しても、その遺産が顕著な普遍的価値ではなく、「特別な価値」しか持っていなければ、世界遺産条約によって保護されることはないからである。

しかし、OUV の判断基準や、文化や遺産といった概念自体も変化するため、変化し続ける基準を目安に OUV を特定するのは難しい作業であるとも言える。従って、推薦に際して、OUV 判断のための 10 の基準と推薦する遺産の価値を一つ一つ照らし合わせて検討し、それを推薦書類に書き込むことも重要ではあるが、OUV やグローバル戦略を巡る議論や、そもそも世界遺産条約で何を保護しようとしているのか、何を保護しようとしていると世界遺産委員会は解釈しているのかといった、より大きな視野からの理解が不可欠になってくる。具体的には、特に以下の二点が

重要と思われる。

(1) 広い視野からのアプローチ

第一点目は、世界遺産の概念・理解そのものに対するより広い視野からのアプローチである。これは普遍的価値の特定に特に重要である。過去の委員会や各種専門家会合での話し合いが示すように、自然遺産に関しては「生命の歴史 (the history of life)」における生物地政学的地域や出来事を反映した遺産を²⁶⁾、文化遺産に関しては単なる芸術表現ではなく、「社会における生活」が表現された遺産を保護する方向に向かっている。これは、遺産を保護することにより、その遺産に表現された社会形態や生活様式等を保護することにつながる。従って、遺産の保護は、単なる物質の保存ではなく、そこに表れる、あるいはそれを生み出した、人間の「価値の交流」(基準 (ii)) や、「歴史上の重要な段階」(基準 (iv))、「人類と環境のふれあい」(基準 (v)) などの保護・保全なのである。その意味で、2007年に世界遺産一覧表に登録された「石見銀山とその文化的景観」は、「自然との共生」や「持続可能な発展」といった、時代や場所を越えて共有される価値をキーワードに訴えた結果、登録に至った良い例である。アムステルダム専門家会合の報告でいみじくも述べられているように、OUVは、「人類の全ての文化に共通な、あるいは取り組まれている、普遍的性質の事項に対する顕著な返答 (an outstanding response to issues of universal nature common to or addressed by all human cultures)」なのである²⁷⁾。

では、こうした広い視野から、OUVに値する、全ての文化に共通の普遍的な事項・価値を特定し、見極めるにはどうしたらよいか。それには次の3点が有効であろう。

第一に、各種主題研究 (thematic studies) の活用である。主題研究の重要性は

26) ヴァノワーズ専門家会合の報告において、『『バランス』とは数ではなく、生命の歴史における生物地政学的地域や出来事の代表性に関するものである』と述べられている。Report of the Expert Meeting, op.cit., 1996, p.6.

27) Report of the World Heritage Global Strategy Natural and Cultural Heritage Expert Meeting, 25 to 29 March 1998, Theatre Institute, Amsterdam, The Netherlands (WHC-98/CONF.203/INF.7), Paris, 20 October 1998, p.15.

各種会合で認識されており、作業指針 72 項でも各国がこうした主題研究を利用することが奨励されている。また、既に各諮問機関や専門家会合により、多くの研究が行われている。これらは世界遺産委員会資料として入手・利用が可能であり、有効活用に値する。例えば、1994 年にカナダで行われた運河に関する専門家会合の報告を見てみると、運河は、歴史や技術の点から OUV を有する可能性があるとし、その重要性は、技術、経済、社会、景観といった要因から検討することができるとしている。具体的には、技術面では水路の経路や防水処理、技術の移転といった分野が、経済面では灌漑利用を通じた経済発展が国家形成、農業発展、産業発展等に及ぼす役割が、社会面では社会的文化的結果を伴う富の再分配や人の移動や文化グループの相互作用が、景観面では運河建設やそれに関連した産業活動や居住パターンの変化が景観に及ぼす影響といった点が重要であるとしている²⁸⁾。

第二に、こうした広い視野からのテーマを設定した上での遺産の特定である。これまでは、誰もが世界遺産として認める記念碑的な遺産の登録が多かったため、ある意味感覚的に遺産を特定し、それに専門的裏付けを付すことで OUV を証明することができた。しかし、こうした記念碑的な遺産の登録も一段落し、どのような人間や自然の歴史や形態を保護していくかに重点が移っている中、「自分たちにとって」重要な遺産に、世界的・普遍的な理由を後付することはできない。また、OUV はあくまでも「普遍的」価値でなければならないため、普遍的価値が、欧州中心主義になることなく、さまざまな文化の要素を広く取り入れていくことは重要ではあるものの、「欧州では重要ではないかもしれないが、アジアでは重要である」といった一種の価値相対主義的議論はそもそも顕著な「普遍的」価値と矛盾するものであり、意味を成さない。従って、日本で、あるいはアジアで重要な遺産とみなされているものを特定し、顕著な普遍的価値をどう証明するかという帰納法ではなく、例えば世界史や自然史の中で重要な段階とみなされているものの中で日本はどのような位置付けにあったのか、そしてそれを体現している遺産は何かという演繹法で遺産の特定を行うことも一案であろう。

28) *Global strategy and thematic studies* (WHC-95/CONF.201/INF.4), Paris, 30 May 1995.

第三に、より幅広い専門家との協力である。運河に関する主題研究の例を見ても分かるように、運河一つをとっても技術的側面ばかりでなく、国家形成や富の再分配にとっても重要な役割を果たすことがあり、こうした遺産の保護を通して、そうした歴史が保存されていくのである。人類や自然の歴史、そしてそれらの相互作用においてどのような重要な流れや段階があったかは、文化遺産や自然遺産の専門家だけで判断し得る問題ではなく、広く、人類学、歴史学、社会学、経済学、政治学、ひいては哲学といったさまざまな分野の知識を総合して判断することが望ましいものである。こうした幅広い視点からの取り組みが、1994年のグローバル戦略に関する専門家会合で述べられているような、より人類学的で、多角的、普遍的な人間の遺産への注目を促すことになるであろう。また、幅広い分野からの協力を得ることは、本稿の中でいくつか指摘した方法論的問題や、分野横断的な問題への取り組みにもつながるものである。

(2) 比較研究の重要性

第二点目は、比較研究の重要性である。OUVは、普遍的価値の特定だけでなく、それが顕著であることが併せて証明されなければならない。OUVが「最上の最上」であっても、「最上の代表」であっても、他との比較なくしてその遺産がどう最上の最上であるか、あるいは、最上を代表しているものであるかの説明をすることはできない。また、比較研究は、作業指針147項においても世界遺産登録の推薦の必要事項として各国に要請されているものである。

比較研究と同時に注目されるべきは、各国暫定一覧表の調和 (harmonisation) である。上述したように、自然や歴史は国境を横断して存在するものであり、国家の枠を超えて捉えることにより、より意味を為すものも多くある。他の国の暫定リストにも似たような資産がある場合、それを単独で推薦するのではなく、地域として、あるいは、同じテーマを共有する他の国々と共同で登録することが望ましいし、

また事実、そうすべきとして委員会で勧告を受けることもある²⁹⁾。こうした事態を未然に防ぐためにも、各国暫定一覧表の調和は重要であり、また、地域レベルやテーマ・レベルにおける調和は、作業指針 73 項でも奨励されているものである。

おわりに

顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産の一部として保護・保存するために作られた世界遺産条約は、OUV をキーワードに遺産の特定、登録、保護を行ってきた。OUV だけでなく、自然遺産や文化遺産といった概念そのものが発展していく中で、締約国は OUV を有する遺産を推薦し、委員会は決定を下さなくてはならない。

上に見たように、こうした概念の発展には、各種要素が絡んでいる。自然と文化の連続性、有形文化における無形文化の重要性などは、非西欧文化でより顕著に見られることが多いのは事実ではあるが、非西欧諸国からの世界遺産の数が少ないことも手伝って、西欧的価値観対非西欧的価値観の構図で捉えられることが多い。しかし、広く多様な文化や価値観を OUV といった概念に反映させることは重要ではあるものの、こうした概念の発展は必ずしもこれまでの価値観に対する非西欧的価値観の導入で簡単に解決する問題ではなく、方法論や哲学的観点からも再考が必要な問題である。また、OUV を有すると思われる遺産の特定も、より広い視点から行われるべきことは、既に記したとおりである。

勿論、これまでの経緯を西欧的価値観に対する非西欧的価値観の台頭と政治的に分析し、今後アジアの価値観（ないしは非西欧的価値観）を如何に反映させるか、ホブズの視点から戦略を提言することも可能である。しかし、世界遺産条約をそうしたパワー・ポリティックスとして分析することは果たして意味があることであろうか、そしてまたそれは望ましいことであろうか。主権国家で構成される世界遺

29) 例えば 2006 年にリトアニアで開催された第 30 回世界遺産委員会にイスラエルより提出されていた「大地溝帯の渡り経路」について、国際的な連続性のある推薦を目指すべきとして登録が延期された。

産委員会が時に政治的な色を帯びることは誰もが認めることではある。しかし世界遺産条約は、顕著な普遍的価値を有する人類共通の遺産を次の世代へ受け継ぐために守っていくという、実に非政治的で崇高な目標を掲げた条約であり、また、条約に関わる人々も国益に左右されることの少ない専門家が約半数を占め、関係者も純粋に遺産を守っていこうという姿勢が強い。OUV やグローバル戦略に関する協議にさまざまな地域的文化的バックグラウンドを持つ人々が参加し、その方向性について文化多様性を加味しつつ議論することは非常に意味のあることであり、また重要でもある。しかし、西欧的価値観に対する非西欧的価値観の「押し付け」は、非建設的であり、また、そうした方策による世界遺産の推薦はいずれ壁にぶつかるであろう。

世界遺産が増え続け、また世界遺産条約への注目も増している中、OUV が何であるか、そして世界遺産条約が何を守ろうとしているのかを改めて見つめなおすことが重要である。そして、各文化の視点を建設的な形で投影しつつも、あくまで顕著な「普遍的」価値を持つ遺産、そしてその遺産の背後にある生命の歴史や社会における生活の保護に日本が世界遺産条約締約国として自信と誇りを持って貢献していくことが期待されている。

(筆者は前ユネスコ日本政府代表部専門調査員)

2008年1月

* 本稿を執筆するにあたり、近藤誠一ユネスコ日本政府代表部大使にお世話になりました。ここに記して御礼申し上げます。尚、本稿は筆者の個人的見解によるものであり、外務省及びその他の世界遺産条約関係省庁の見解を代表するものではありません。文責は全て筆者に属します。